

XII [その他]

1 火薬類の譲受及び消費等

令和5年4月1日現在

根拠法令	火薬類取締法(第17条、第25条、第27条等)	担当課 担当係	消 防 救 急 課 保 安 係 0742-27-5422
制度の概要	火薬類を購入、使用等する場合は知事の許可を受けなければならない。		
対象地域	県内全域		
目的	火薬類の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。		
規制内容	火薬類の購入等の許可 火薬類を購入（以下、「譲受」という。）したり、使用（以下、「消費」という。）するときは知事の許可が必要 また、譲受した火薬類に残量が生じて、譲渡したり廃棄したりする場合も知事の許可が必要		
許可等の基準	火薬類の譲受、消費、譲渡及び廃棄に係る基準は経済産業省令に規定されている。		
手続のフロー図	火薬類取締法の規定による火薬類の譲受等の許可申請 <pre> graph TD A[火薬類譲受・消費申請] --> C[火薬類譲受・消費許可] B[火薬類消費意書交付申請 (警察署長)] --> D[意見書交付] D -- 添付 --> C E[火薬類消費計画書] --> C C --> F[火薬類消費(使用)] F -- (火薬類に残量が生じたとき) --> G[火薬類譲渡・廃棄申請] G --> H[火薬類譲渡・廃棄許可] H --> I[火薬類譲渡・廃棄] </pre> <p>注)・貯蔵をする場合は火薬庫の設置許可が必要(11条) ・運搬をする場合は公安委員会への届出が必要(19条)</p>		